

平成27年度予算について現時点で提供可能な情報について

- 本資料による今回の情報提供は、
 - ① 子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像
 - ② 地域子ども・子育て支援事業のうち、平成27年度からの新規事業及び平成27年度において大きく仕組みが変わる事業(下記参照)
 について、現時点で提供可能な内容を整理したものである。
- 平成26年度に保育緊急確保事業等として実施されているその他の既存事業については、平成26年度の補助単価等を参考として、予算編成作業を進めていただきたい。

資料内容(事業名)	照会先	
子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像	内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 子ども・子育て支援新制度施行準備室 電話 03-5253-2111(内線 38353) 石崎	P2
延長保育事業	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課 地域保育係 電話 03-5253-1111(内線 7928) 宮澤、森戸、山下	P3
一時預かり事業 (居宅訪問型・幼稚園型)	[居宅訪問型]厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課 地域保育係 電話 03-5253-1111(内線 7928) 宮澤、森戸、山下 [幼稚園型]文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 幼保一体化PT 電話 03-5253-4111(内線 3139) 山末、渡邊	P17
実費徴収に係る補足給付事業	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課 認定子ども園運営費係 電話 03-5253-1111(内線 7962) 加藤、安本、高田	P20

*「多様な主体の参入促進事業(特別支援)」「施設型給付・地域型保育給付の処遇改善等加算」についても、近日中に情報提供する予定。

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

- 平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、市町村の「子どものための教育・保育給付」、「子どものための現金給付」(児童手当)、「地域子ども・子育て支援事業」の実施に要する費用に対して国及び都道府県が支援を行う。
- 従来の指定都市及び中核市を対象とする費用負担の大都市特例(都道府県に負担を求めず全額市負担とする仕組み)については、新制度施行後に広域調整等の法的権限が都道府県に付与されることを踏まえ廃止。

子どものための教育・保育給付費負担金(仮称) <一般会計>

支給認定を受けた小学校就学前の子どもが幼稚園・保育所、認定こども園等において教育・保育を受けた場合の給付

【原則として国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4】

・施設型給付・幼稚園、保育所(公立)、認定こども園

※公立幼稚園・保育所は市町村10/10

※1号認定に係る地方単独費用の部分は都道府県1/2、市町村1/2

・地域型保育給付・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※公立についても国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

・民間保育所に係る委託費・保育所(私立)

子どものための金銭の給付交付金(仮称) <年金特別会計>

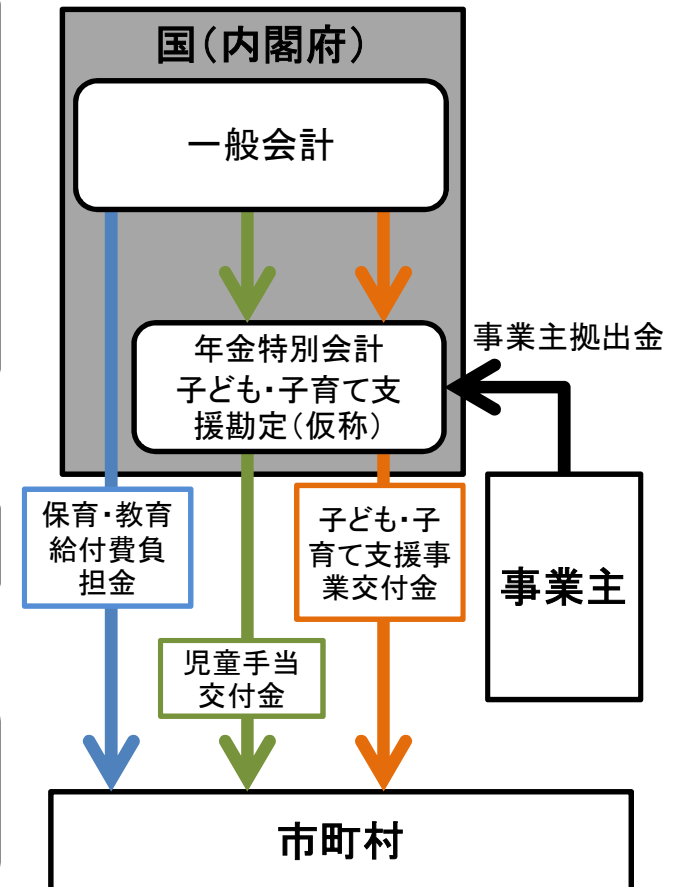
児童手当法に基づく児童手当等 【費用負担については従前どおり】

子ども・子育て支援事業交付金(仮称) <年金特別会計>

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業 【国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3】

※妊婦健診については市町村10/10

<国から市町村への資金交付のイメージ>
 ※実際の交付に当たっては都道府県に事務委任・支出委任を依頼予定



延長保育事業について

1. 一般型

(1) 実施場所

市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設

(2) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所を利用する児童

(3) 職員数

		保育所等	小規模保育事業所			家庭的保育		事業所内保育			
			A型	B型	C型	定員3名以下	定員4名以上	A型	B型	定員20名以上	
職員数	乳児	3:1	3:1	3:1	3:1	3:1	5:1	3:1	3:1	3:1	
	1・2歳児	6:1	6:1	6:1	6:1			6:1	6:1	6:1	6:1
	3歳児	20:1	20:1	20:1	20:1			20:1	20:1	20:1	20:1
	4歳以上児	30:1	30:1	30:1	30:1			30:1	30:1	30:1	30:1
保育従事者		保育士	保育士	保育士、保育従事者(保育士1/2以上)	家庭的保育者、家庭的保育補助者(家庭的保育者1/2以上)	家庭的保育者	家庭的保育者、家庭的保育補助者	保育士	保育士、保育従事者(保育士1/2以上)	保育士	

(4)実施要件

①標準時間認定(現行同様)(家庭的保育除く)

- ・1時間延長 開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施
延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が6人以上いること
- ・2時間延長 開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施
延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が3人以上いること
- ・3時間以上 1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施
各延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が3人以上いること
- ・30分延長 上記の各延長時間に該当しないもので、30分以上の延長保育を実施
延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が1人以上いること

※平均対象児童数は年間の延長時間区分毎における各週毎の最も多い利用児童数をもって平均
(小数点以下第1位を四捨五入)

②標準時間認定(家庭的保育)

- ・1時間延長 開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施
延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が2人以上いること
- ・2時間延長 開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施
延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が1人以上いること
- ・3時間以上 1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施
各延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が1人以上いること
- ・30分延長 上記の各延長時間に該当しないもので、30分以上の延長保育を実施
延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が1人以上いること

※平均対象児童数は年間の延長時間区分毎における各週毎の最も多い利用児童数をもって平均
(小数点以下第1位を四捨五入)

③短時間認定(新規)

○11時間の開所時間内における延長保育

- ・1時間延長 利用時間帯を越えて1時間以上の延長保育を実施
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること
- ・2時間延長 利用時間帯を越えて2時間以上の延長保育を実施
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること
- ・3時間延長 利用時間帯を越えて3時間の延長保育を実施
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること

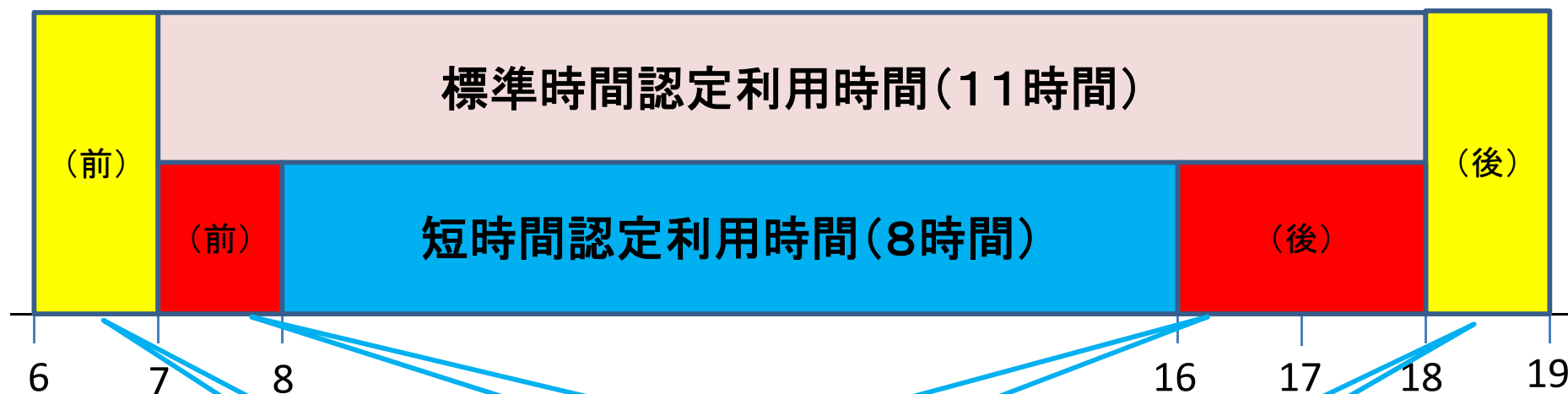
※平均対象児童数は年間の延長時間区分毎における各週毎の最も多い利用児童数をもって平均
(小数点以下第1位を四捨五入)

○11時間の開所時間を超える延長保育

- ・各延長時間の取扱いについて標準時間認定と同様
- ・各時間帯における平均対象児童数の算定については標準時間認定児と合算して算出

○利用時間の前及び後で延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び、対象児童を合算することはせず、前及び後でそれぞれで算出

(例)開所時間:7~18時、コアタイム:8~16時に設定した施設



平均対象児童数を算出

平均対象児童数を算出
※短時間認定の利用があれば、
標準時間認定の利用者と
合算して算出する。

(5) 補助単価(案)

別表参照

(6) 算定方法

① 標準時間認定(現行同様)

- ・各事業所における延長時間区分単価を適用

② 短時間認定(新規)

- ・延長時間毎に1人あたり年額単価を設定
- ・複数の延長時間区分に該当する場合は、実施要件を満たす最も長い延長時間区分を適用
- ・補助額算定 @単価×在籍する短時間認定児童数

【算定例】 保育所に在籍する短時間認定児童数が5人、1時間延長の平均対象児童数が1人以上である場合

$$17,200\text{円(保育所・1時間延長単価)} \times 5\text{人} = 86,000\text{円(補助基準額)}$$

(7) 利用者負担

各市町村において決定(現行同様)

2. 訪問型(新規)

○訪問型の創設について

居宅訪問型保育事業利用児童の延長保育ニーズ、施設における少人数の延長保育ニーズや障害児等への対応を充実させるため創設

(1)実施場所

当該児童の居宅

(2)対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童で以下に該当する場合

①居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合【居宅訪問型】

②保育所等の施設における利用児童数が1名となった場合【その他】

(短時間認定児の利用については、標準認定児の利用がない場合に限る)

(3)職員配置

配置基準 1:1

従事者 必要な研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

(4)実施要件

①標準時間認定

- ・1時間延長 開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること
- ・2時間延長 開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること
- ・3時間以上 1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること
- ・30分延長 上記の各延長時間に該当しないもので、30分以上の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること

②短時間認定

- ・1時間延長 利用時間帯を越えて1時間以上の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること
- ・2時間延長 利用時間帯を越えて2時間以上の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること
- ・3時間以上 利用時間帯を越えて3時間の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること

③その他

- ・利用時間の前及び後で延長保育を実施する場合は、前後の延長時間を合算することはせず、前及び後でそれぞれで算出
- ・訪問型の利用にあたっては、市町村と協議のうえ利用の決定を行うこと

(5) 補助単価(案)

別表参照

(6) 算定方法

① 標準時間認定

- ・各事業所における延長時間区分単価を適用
- ・複数の延長時間区分に該当する場合は、実施要件を満たす最も長い延長時間区分を適用

② 短時間認定

- ・延長時間毎に1人あたり年額単価を設定
- ・複数の延長時間区分に該当する場合は、実施要件を満たす最も長い延長時間区分を適用
- ・11時間の開所時間を超える延長保育を実施する場合は標準認定の単価と合算して算出

開所時間 7～18時 コアタイム8～16時に設定した施設

【算定例1】 短時間認定 訪問型(居宅訪問) 16～18時の2時間の延長保育を利用する場合
2時間延長 386,300円

※短時間認定2時間単価

【算定例2】 短時間認定 訪問型(居宅保育) 16～19時の3時間の延長保育を利用する場合
3時間延長 386,000円+200,000円=586,000円

※短時間認定2時間単価+標準時間認定1時間単価

(7) 利用者負担

各市町村において設定

別表

1 基準額 (案)	2 対象経費	3 補助率
<p>延長保育促進事業 (延長時間により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 一般型 (1) 保育短時間認定 1人当たり年額</p> <p>①民間保育所・認定こども園</p> <p>17,200円 (延長時間 1 時間)</p> <p>34,400円 (延長時間 2 時間)</p> <p>51,600円 (延長時間 3 時間)</p> <p>②小規模保育事業 (A 型)</p> <p>10,200円 (延長時間 1 時間)</p> <p>20,300円 (延長時間 2 時間)</p> <p>30,500円 (延長時間 3 時間)</p> <p>③小規模保育事業 (B 型)</p> <p>10,200円 (延長時間 1 時間)</p> <p>20,300円 (延長時間 2 時間)</p> <p>30,500円 (延長時間 3 時間)</p> <p>④小規模保育事業 (C 型)</p> <p>12,900円 (延長時間 1 時間)</p> <p>25,700円 (延長時間 2 時間)</p> <p>38,600円 (延長時間 3 時間)</p> <p>⑤事業所内保育事業 (定員 20 人以上)</p> <p>46,900円 (延長時間 1 時間)</p> <p>93,900円 (延長時間 2 時間)</p> <p>140,800円 (延長時間 3 時間)</p> <p>⑥事業所内保育事業 (定員19人以下・A 型)</p> <p>9,400円 (延長時間 1 時間)</p> <p>18,700円 (延長時間 2 時間)</p> <p>28,100円 (延長時間 3 時間)</p> <p>⑦事業所内保育事業 (定員19人以下・B 型)</p> <p>9,400円 (延長時間 1 時間)</p> <p>18,700円 (延長時間 2 時間)</p>	<p>延長保育促進事業に必要な経費</p>	<p>1 / 3</p>

28,100円 (延長時間 3 時間)

⑧家庭的保育事業 (延長保育利用者 4 人以上)
38,600円 (延長時間 1 時間)

77,300円 (延長時間 2 時間)

115,900円 (延長時間 3 時間)

⑨家庭的保育事業 (延長保育利用者 3 人以下)
64,400円 (延長時間 1 時間)

128,700円 (延長時間 2 時間)

193,100円 (延長時間 3 時間)

(2) 保育標準時間認定

1 事業当たり年額

①民間保育所・認定こども園
300,000円 (延長時間30分)

1,342,000円 (延長時間 1 時間)

2,166,000円 (延長時間 2 ~ 3 時間)

4,624,000円 (延長時間 4 ~ 5 時間)

5,382,000円 (延長時間 6 時間以上)

②小規模保育事業 (A型)

ア 食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所 (以下、「自園調理等の事業所」という。)

300,000円 (延長時間30分)

1,045,000円 (延長時間 1 時間)

1,311,000円 (延長時間 2 ~ 3 時間)

3,546,000円 (延長時間 4 ~ 5 時間)

4,082,000円 (延長時間 6 時間以上)

イ 食事について、その他の方法により提供する事業所 (以下、「その他の事業所」という。)

300,000円 (延長時間30分)

999,000円 (延長時間 1 時間)

1,166,000円 (延長時間 2 ~ 3 時間)

2,953,000円 (延長時間 4 ~ 5 時間)

3,289,000円 (延長時間 6 時間以上)

③小規模保育事業（B型）

ア 自園調理等の事業所

300,000円（延長時間30分）

1,034,000円（延長時間1時間）

1,282,000円（延長時間2～3時間）

3,496,000円（延長時間4～5時間）

4,009,000円（延長時間6時間以上）

イ その他の事業所

300,000円（延長時間30分）

988,000円（延長時間1時間）

1,138,000円（延長時間2～3時間）

2,902,000円（延長時間4～5時間）

3,216,000円（延長時間6時間以上）

④小規模保育事業（C型）

ア 自園調理等の事業所

300,000円（延長時間30分）

944,000円（延長時間1時間）

1,192,000円（延長時間2～3時間）

3,359,000円（延長時間4～5時間）

3,872,000円（延長時間6時間以上）

イ その他の事業所

300,000円（延長時間30分）

898,000円（延長時間1時間）

1,048,000円（延長時間2～3時間）

2,766,000円（延長時間4～5時間）

3,079,000円（延長時間6時間以上）

②事業所内保育事業（定員20人以上）

ア 自園調理等の事業所

276,000円（延長時間30分）

1,234,000円（延長時間1時間）

1,993,000円（延長時間2～3時間）

4,254,000円（延長時間4～5時間）

4,951,000円（延長時間6時間以上）

イ その他の事業所

276,000円 (延長時間30分)

1,021,000円 (延長時間 1 時間)

1,328,000円 (延長時間 2 ~ 3 時間)

3,176,000円 (延長時間 4 ~ 5 時間)

3,689,000円 (延長時間 6 時間以上)

⑥事業所内保育事業 (定員19人以下・A型)

ア 自園調理等の事業所

276,000円 (延長時間30分)

962,000円 (延長時間 1 時間)

1,205,000円 (延長時間 2 ~ 3 時間)

3,262,000円 (延長時間 4 ~ 5 時間)

3,754,000円 (延長時間 6 時間以上)

イ その他の事業所

276,000円 (延長時間30分)

919,000円 (延長時間 1 時間)

1,072,000円 (延長時間 2 ~ 3 時間)

2,716,000円 (延長時間 4 ~ 5 時間)

3,025,000円 (延長時間 6 時間以上)

⑦事業所内保育事業 (定員19人以下・B型)

ア 自園調理等の事業所

276,000円 (延長時間30分)

951,000円 (延長時間 1 時間)

1,180,000円 (延長時間 2 ~ 3 時間)

3,216,000円 (延長時間 4 ~ 5 時間)

3,687,000円 (延長時間 6 時間以上)

イ その他の事業所

276,000円 (延長時間30分)

909,000円 (延長時間 1 時間)

1,047,000円 (延長時間 2 ~ 3 時間)

2,669,000円 (延長時間 4 ~ 5 時間)

2,958,000円 (延長時間 6 時間以上)

⑧家庭的保育事業 (延長保育利用者 4 人以上)

ア 自園調理等の事業所

200,000円 (延長時間30分)

	414,000円	(延長時間 1 時間)
	747,000円	(延長時間 2 ～ 3 時間)
	1,966,000円	(延長時間 4 ～ 5 時間)
	3,252,000円	(延長時間 6 時間以上)
イ	その他の事業所	
	200,000円	(延長時間30分)
	399,000円	(延長時間 1 時間)
	699,000円	(延長時間 2 ～ 3 時間)
	1,469,000円	(延長時間 4 ～ 5 時間)
	2,555,000円	(延長時間 6 時間以上)
⑨	家庭的保育事業 (延長保育利用者 3 人以下)	
ア	自園調理等の事業所	
	150,000円	(延長時間30分)
	215,000円	(延長時間 1 時間)
	397,000円	(延長時間 2 ～ 3 時間)
	1,360,000円	(延長時間 4 ～ 5 時間)
	2,390,000円	(延長時間 6 時間以上)
イ	その他の事業所	
	150,000円	(延長時間30分)
	200,000円	(延長時間 1 時間)
	349,000円	(延長時間 2 ～ 3 時間)
	863,000円	(延長時間 4 ～ 5 時間)
	1,693,000円	(延長時間 6 時間以上)
2	訪問型	
	(1) 保育短時間認定	
①	居宅訪問型	
	1 人当たり年額	
	193,100円	(延長時間 1 時間)
	386,300円	(延長時間 2 時間)
	579,400円	(延長時間 3 時間)
②	その他	
	193,100円	(延長時間 1 時間)
	300,000円	(延長時間 2 時間)
	300,000円	(延長時間 3 時間)

(2) 保育標準時間認定

① 居宅訪問型

1 事業当たり年額

150,000円 (延長時間30分)

200,000円 (延長時間 1 時間)

349,000円 (延長時間 2 ～ 3 時間)

606,000円 (延長時間 4 ～ 5 時間)

862,000円 (延長時間 6 時間以上)

② その他

150,000円 (延長時間30分)

200,000円 (延長時間 1 時間)

300,000円 (延長時間 2 時間以上)

(ただし、1 及び 2 とともに事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、該当する 1 人(1 事業) 当たり年額に 2 分の 1 を乗じて得た額を基準額とする)

一時預かりの事業構成について

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用品、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

H25

H26【保育緊急確保事業】

H27【新制度施行】

保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着Ⅱ型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

幼稚園における預かり保育 (私立は私学助成、公立は一般財源)

①一般型(現行事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(※1)を1人以上。
※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
※3 地域密着Ⅱ型は当分の間実施可。

②余裕活用品(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

③幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

現行の幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施。

④居宅訪問型(新規)

児童の居宅において一時預かりを実施。

各事業類型の基準について

類型	実施主体	対象となる児童	職員の類型等	設備運営基準
一般型 ※在園児、非在園児の両者を預かる場合は、同一施設において一般型、幼稚園型の併用も可能	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・その他の場所（小規模保育を想定） （・保育所（特例対象者のみ） →単価で差を設ける） 	主に非在籍園児（主に0～2歳児） （想定される者） ・二号認定 ・三号認定 ・その他地域のこども ※3歳児未満の三号認定以外の子どもは、一時預かりという性格から制約が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・市町村長等が行う研修を修了した者（保育所等と一体的な場合） ・当該保育所等で保育その他の子育て支援に従事する職員（≠当該保育所等の事務員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備運営基準（第32条、第33条第2項、第35条） ・半数以上は保育士（利用児童が3人以下の場合は児福則第1条の32に規定する研修と同等以上の内容を有するものと認められるものを修了した者を保育士みなしに） ・保育士の人数は2人を下ることはできないが、保育所等と一体的な場合、専任保育士は1人で他は保育所等で保育その他の子育て支援に従事する職員（≠当該保育所等の事務員）として良い <p>※併用する場合、それぞれの類型の基準をいずれも満たすことが原則。</p>
幼稚園型 ※在園児、非在園児の両者を預かる場合は、同一施設において一般型、幼稚園型の併用も可能	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園 <p>※保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む</p>	主に在籍園児（主に3～5歳児） （想定される者） ・一号認定 ・二号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・幼稚園教諭 ・市町村長等が行う研修を修了した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備運営基準（第32条、第33条第2項） ・半数以上は保育士又は幼稚園教諭 ・幼稚園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 ：幼稚園教育要領 ・幼保連携型認定こども園 ：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・保育士又は幼稚園教諭の人数は2人を下ることはできないが、幼稚園等と一体的な場合、専任の保育士又は幼稚園教諭は1人で他は幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭に限る）として良い
余裕活用型	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園 ・家庭的保育事業等 （居宅訪問型除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全て（家庭的保育事業等において制限なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・幼稚園教諭 ・家庭的保育事業者等として認可を受けている事業の従事者（居宅訪問型保育事業を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所：児童福祉施設の設備運営基準（全般） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園：認定こども園法第3条第1項に規定する主務大臣が定める設備及び運営に関する基準 ・幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園の設備運営基準 ・家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）：家庭的保育事業等の設備運営基準（居宅訪問型保育事業を除く）
居宅訪問型	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型事業と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業者として認可を受けている事業の従事者 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の設備運営基準

居宅訪問型一時預かり事業の実施について

1 実施主体

市町村(市町村が認めた者へ委託することができる)

2 実施場所

当該児童の居宅

3 対象児童

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった以下の要件に該当する乳児又は幼児

(1)障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児

(2)母子家庭等の乳幼児(保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等により一時預かりが必要となった場合)

(3)離島その他の地域に居住する乳幼児(保護者の一時的な就労等により一時預かりが必要となった場合)

4 実施要件

(1)訪問型の利用にあたっては、市町村と協議のうえ利用の決定を行うこと

(2)一時預かり事業の他の類型を実施することができないやむを得ない場合に限る

5 職員配置

配置基準 1:1

従事者 必要な研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

6 利用者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができること

なお、派遣のための交通費は実費徴収とする

7 補助単価(1日)

(1) 4h以上 利用児童1人あたり8,200円

(2) 4h未満 利用児童1人あたり4,100円

実費徴収に係る補足給付を行う事業について

1 本資料の位置付け

- 子ども・子育て支援新制度においては、地域子ども・子育て支援事業として、実費徴収に係る補足給付を行う事業を規定している。

この事業は、新制度の施行に伴い新たに創設される事業であり、予算編成過程での調整を経て、具体的な事業内容が決定されるものであるが、市町村における準備作業等を考慮して、新制度の円滑な施行に向けて、概ねの事業内容のスキームについてお示しするもの。

(子ども・子育て支援法(抜粋))

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの(以下この号において「特定支給認定保護者」という。)に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下この号において「特定教育・保育等」という。)を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業

2 補足給付事業のスキーム

- 新制度においては、運営基準第13条第4項等の規定に基づき、日用品、文房具等の購入に要する費用、及び、食事の提供に要する費用等について、市町村の定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされており、この実費徴収額について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業を実施する。

※ 質の改善事項における議論の中では、0.7兆円の範囲で実施する事項として、生活保護世帯を対象として、費用の一部を補助することとされており、1兆円超の財源を得た場合には、市町村民税非課税世帯まで範囲を拡大することとしている。

- 当該補足給付事業については、認定区分に応じて対応が異なる「給食費（食材料費）」と、それ以外の「教材費・行事費等」に分けて費用の一部を補助する事業を行う。

①給食費（食材料費）

給食費（食材料費*）については、以下のとおり公定価格上の対応が異なることから、補足給付事業においては、認定区分に応じて対応する。*食材料費及び調理に係る光熱水費等（調理員の人件費は含まない）

（公定価格上の対応）

教育標準時間認定（1号）：主食費・副食費のいずれも実費徴収

保育認定3歳以上（2号）：主食費は実費徴収

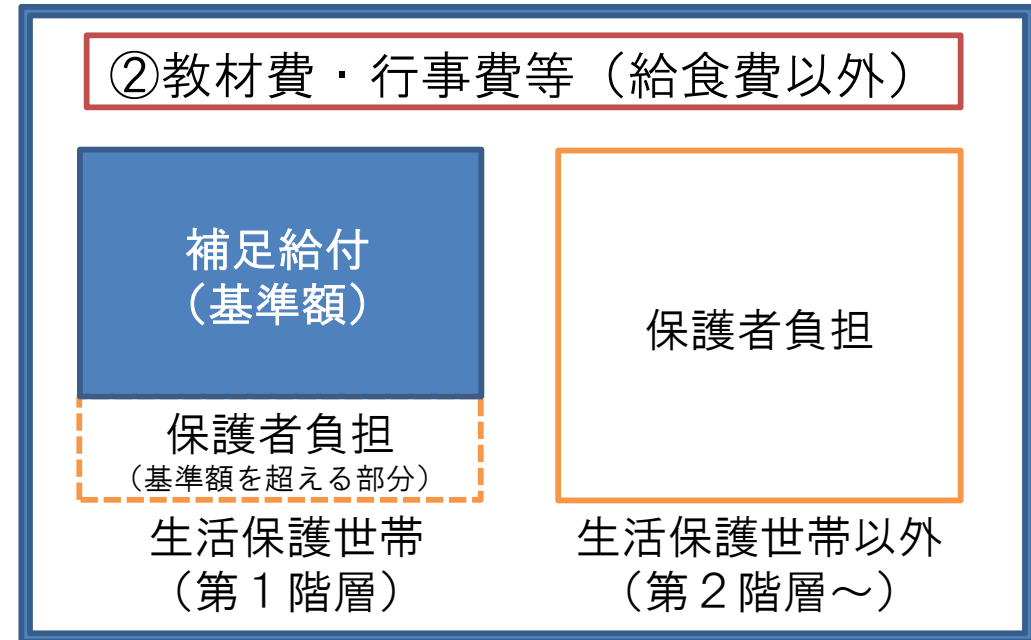
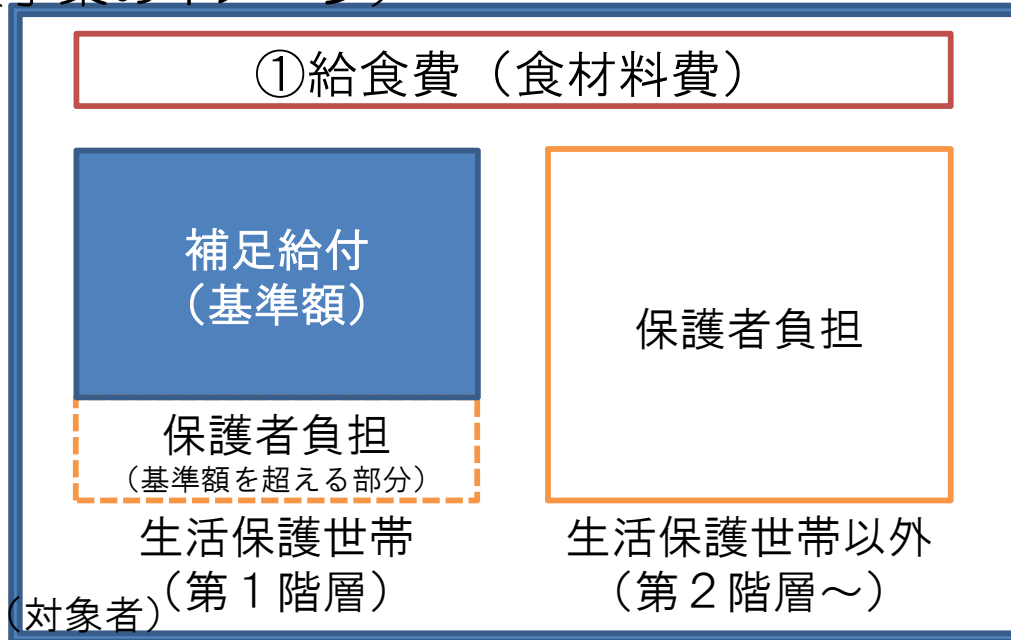
副食費は公定価格の対象とし、利用者負担額により相当額を徴収（生活保護世帯は徴収無し）

⇒補足給付事業として1号認定の副食費相当額を支援

②教材費・行事費等（給食費以外）

給食費以外の教材費・行事費等については、公定価格上、認定区分ごとの違いはないことから、認定区分にかかわらず対応する。

(事業のイメージ)



生活保護世帯（第1階層に該当する者） * 1兆円超の財源を得た場合には市町村民税非課税世帯（第2階層）に拡大

(基準額（1人当たり月額）) * 予算編成過程を経て決定

①給食費（食材料費）

1号認定：4,500円（副食費相当）

②教材費・行事費等

1号～3号認定を通じて同額：2,500円

(事業概要)

1. 運営基準第13条第4項等の規定に基づき徴収する実費徴収額について、①給食費（食材料費）と、②教材費・行事費等（給食費以外）に分けて金額を計算
2. 「1」で算出した①、②ごとの実費徴収額と、①、②ごとの基準額を比較して低い方の額を選定
3. 「2」により選定された額を市町村が補助（以下のA又はBにより市町村から補助）
 - A 市町村が施設に対して補助（施設は対象者の実費徴収額から補助額分を軽減して徴収）
 - B 市町村が対象者に対して補助（施設は対象者から実費徴収額全額を徴収）
4. 市町村の補助額について、国・都道府県がそれぞれ1/3ずつ補助

(参考) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（抜粋）

第13条

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第43条

- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品
 - 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの